

雇用保険適用事業所設置届の提出の際の必要書類について

《適用事業所設置にかかる必要書類》

- ☐ 労働保険関係成立届
- ☐ 労働保険料概算申告書

建築・農林水産業以外の事業所は管轄の労働基準監督署で手続き済の「事業主控」が必要です。

●雇用保険適用事業所設置届

- ☐ 法人の場合 商業登記簿謄本[履歴事項全部記載証明書]（3か月以内の原本）
- ☐ 個人事業主の場合 事業主のマイナンバー記載のない世帯全員分の住民票写し
（3か月以内原本）
- ☐ 法人格のない団体等 会則、規約、総会（大会）の議事録、定款

※事業所の所在地が上記確認書類に記載されている住所と異なる場合は上記に併せて

- ☐ 「賃貸契約書」、賃貸契約書がない場合は「事業所名及び所在地が記載されている公共料金の領収書」

事業内容の確認

☐ 事業所の実在、事業の種類、事業経営の状況を客観的に確認できる資料（下記から複数必要）

- ・ 営業許可証等営業登録関係書類（許可・登録等が必要とされている事業の場合必須）
- ・ 取引先からの契約書・請求書・納品書・領収書
 ※登記費用や事務用品の領収書等は不可、事業内容が確認できるもの
- ・ 事業開業届（税務関係書類）

◎上記確認資料については、提出いただいた資料の内容では確認が不十分な場合、追加で別途資料の提出をお願いすることがあります。

《被保険者資格取得にかかる必要書類》

●雇用保険被保険者資格取得届

- ☐ 労働者名簿
- ☐ 賃金台帳（雇い入れ日から現在までの分）
- ☐ 出勤簿またはタイムカード（雇い入れ日から現在までの分）
- ☐ 雇用契約書または労働条件通知書（正社員以外の場合）
- ☐ 履歴書など過去の職歴が確認できるもの（雇用保険被保険者番号が不明の場合）

（受付時間） 平日 8:30～16:00

ハローワーク西神 雇用保険課 適用コーナー
〒651-2273 神戸市西区糺台 5-3-8
TEL 078-991-1100 部門コード：21#